平成２２年（フ）第９３０７号
大阪府豊中市大島町１丁目５番９号
債務者　堂本みゆき
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４４４号
大阪府枚方市三栗２丁目10番11―104号
債務者　景井　俊行
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１５号
大阪市平野区加美北３丁目７番30―321号
債務者　米林加奈子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５２５号
大阪市生野区田島３丁目１番23号　アンビエンス田島403
債務者　金光順子こと　金　　順子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６５２号
大阪市住之江区南港中４丁目２番　南港ひかりの第13号棟714号室、住民票上の住所大阪市住之江区南港北１丁目31番17―1513号
債務者　桑畑　里美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８６号
大阪府交野市梅が枝31番208号
債務者　赤井　孝至
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２９号
大阪府八尾市萱振町５丁目11番地の３　サンビレッジ八尾A102号
債務者　北岡　和美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８３５号
大阪市生野区勝山北１丁目６番４号
債務者　大森台権こと　李　　台権
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８５４号
大阪府東大阪市吉松２丁目11番２号
債務者　中村　整一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８５５号
大阪府東大阪市吉松２丁目11番２号
債務者　中村　晴惠
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８８号
大阪府豊中市東泉丘１丁目５番３―607号
債務者　山崎　千晶
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９２９号
大阪府寝屋川市池田１丁目12番７号
債務者　勝田　　學
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６２号
名古屋市港区西川町１丁目１番地の１
債務者　鬼頭　厚美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３７７号
横浜市金沢区高舟台２丁目46番16号
債務者　早川　利光
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５６号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―１―405
債務者　早矢仕昭治
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２３号
神奈川県大和市上草柳８丁目19番６号　サンコーポ協和101号
債務者　佐々木　悟
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５５号
横浜市神奈川区三ツ沢西町７番22号
債務者　竹澤　久子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部